

鹿児島県保健医療計画策定委員会設置要綱

（趣旨）

第1条 「鹿児島県保健医療計画」（以下「計画」という。）の策定に関する協議を行うため、鹿児島県保健医療計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（協議事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- （1） 計画の策定・見直しに関する事項
- （2） 計画の推進に関する事項
- （3） その他委員長が必要と認めた事項

（組織）

第3条 委員会は、委員11名以内で組織する。

2 委員は、保健医療関係者、学識経験者及び行政関係者のうちから、知事が委嘱又は任命する。

（任期）

第4条 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 委員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長1名及び副委員長1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長がこれを招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、委員会の議長となり、議事を整理する。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員の代理出席)

第7条 委員がやむを得ない事情により出席できない場合は、代理の者を出席させることができる。

(関係者の出席等)

第8条 委員会において必要があると認めるときは、委員長は、学識経験を有する者又は関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、鹿児島県保健福祉部保健医療福祉課で処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年6月22日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和3年6月15日から施行する。

2 この要綱の施行後最初に委嘱される委員の任期については、第4条第1項の規定に関わらず、委嘱した日から令和6年3月31日までとする。

附 則

1 この要綱は、令和8年6月9日から施行する。

2 この要綱の施行後最初に委嘱される委員の任期については、第4条第1項の規定に関わらず、委嘱した日から令和11年3月31日までとする。